

男鹿市木造住宅耐震改修等補助金事業

『建替え工事』の申請について

男鹿市では、今後の大地震に備え、市民の皆様が安心して住み続けられる住まいの確保を図るため、木造住宅の耐震診断、耐震改修設計、耐震改修工事、建替え工事に要する費用等の補助を実施します。

1. 事業の概要

(1) 対象住宅

- ・男鹿市内に存すること。
- ・昭和56年5月31日以前に建築された木造戸建住宅であること。

※次のいずれかに該当する住宅は、補助の対象としない。

- ・昭和56年6月1日から平成12年5月31日までの間に当該住宅について増築工事を着手したものであって、当該増築部分の延床面積が昭和56年5月31日以前に着工された部分の延床面積の2分の1を超えるもの
- ・平成12年6月1日以降に増築工事を着工したもの
- ・過去に、この告示に基づく補助金の交付を受けて耐震改修工事及び建替え工事を行っているもの

(2) 補助対象者

- ・対象住宅を所有（共有を含む。）する個人であること。
- ・補助金の交付を過去に受けたことがないこと。
- ・本市の市税を滞納していないこと。
- ・建設業者と建替え工事の実施に係る契約を締結する者であること。

(3) 補助金の額

補助金の種類	補助金の額及び補助率
建替え補助金	建替え工事に要した額に50%を乗じて得た額。

※ただし、その額が100万円を超えるときは100万円を限度とする。

(4) 建替え工事について

耐震診断の結果、上部構造評点が1.0未満の木造住宅を全て除却し、当該木造住宅が存していた敷地内で新たに木造住宅を建築する工事をいう。

2. 申込期間（令和6年度）

令和6年5月15日（水）～令和6年12月20日（金）

3. 事前相談

申し込み前に、本事業の対象になるかどうかの相談をしてください。

相談先：男鹿市産業建設部建設課都市計画班 ☎0185-24-9144

4. 申込先

(1) 申込書の入手方法

申込書は、男鹿市産業建設部建設課の窓口でお渡しします。

また、男鹿市のホームページからもダウンロードすることが可能です。

(2) 申込先

男鹿市産業建設部建設課都市計画班へご持参ください。

(3) 申込み及び完了報告に必要な書類

➤ 補助金交付申請（様式第8号）

- (1) 対象住宅の付近見取図、配置図、平面図（現況及び建替え後）
- (2) 建築確認申請提出書類一式の写し
- (3) 確認済証の写し
- (4) 建替え工事費の見積書の写し
- (5) 固定資産税課税台帳（家屋）の写し
- (6) 市税納付に関する調査同意書（様式第2号）
- (7) 対象住宅に借家人がいる場合は、耐震改修工事の実施に係る同意書の写し
- (8) その他市長が必要と認める書類（委任状等）

➤ 完了実績報告書（様式第15号）

- (1) 検査済証の写し
- (2) 建替え工事の実施に関する契約書の写し
- (3) 建替え工事に要する費用の領収書の写し
- (4) 竣工写真
- (5) その他市長が必要と認める書類

【問い合わせ】

男鹿市産業建設部建設課都市計画班

〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66-1

TEL: 0185-24-9144

FAX: 0185-23-2424